

---

令和6年 第4回(定例)新宮町議会会議録(第3日)

令和6年12月3日(火曜日)

---

議事日程(第3号)

令和6年12月3日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

- 通告1番 安武 久美子 議員 1) 高齢者、難聴者への窓口対応改善について  
2) 緊急時や災害時における意思疎通困難者の支援  
拡充について
- 通告2番 西 健太郎 議員 1) 漬物文化を次世代に継承する支援を
- 

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 通告1番 安武 久美子 議員 1) 高齢者、難聴者への窓口対応改善について  
2) 緊急時や災害時における意思疎通困難者の支援  
拡充について
- 通告2番 西 健太郎 議員 1) 漬物文化を次世代に継承する支援を
- 

出席議員(12名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 江口 正明君  | 2番 片岡 誠治君  |
| 3番 温水 眞君   | 4番 安武久美子君  |
| 5番 庵原 伸一君  | 6番 西 健太郎君  |
| 7番 大牟田直人君  | 8番 横大路政之君  |
| 9番 北崎 和博君  | 10番 牧野真紀子君 |
| 11番 上畝地白馬君 | 12番 松井 和行君 |
- 

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 …………… 井上 美和君      議会事務局主幹 …………… 上野 将司君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	桐島 光昭君	副町長 ……………	田中 真人君
教育長 ……………	小川 隆弘君		
総務課長 ……………	森 和也君	地域協働課長 ……………	安河内正路君
政策経営課長 ……………	高木 昭典君	税務課長 ……………	末永富士美君
住民課長 ……………	堺 好行君	健康福祉課長 ……………	尾田 繁男君
子育て支援課長 ……………	山口 望美君	産業振興課長 ……………	森 真二君
環境課長 ……………	片山 勇二君	都市整備課長 ……………	稲光 豊君
上下水道課長 ……………	高橋 忠久君	会計管理者 ……………	桐島 聡君
学校教育課長 ……………	桐島 貴幸君	社会教育課長 ……………	井上 和広君

---

午前9時30分開議

○議会事務局長（井上 美和君） 起立。礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（松井 和行君） 配付の日程表により、直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第1. 一般質問

○議長（松井 和行君） 日程第1、一般質問を行います。通告順に許可いたします。

通告3番、安武久美子議員。

○議員（4番 安武 久美子君） おはようございます。4番議員、安武です。

本日は、高齢者や難聴者への窓口対応と緊急時や災害時などに意思疎通が難しい方への支援について質問をさせていただきます。

今回質問をしようと思いましたがきっかけなんです、行きつけの喫茶店での雑談からでした。その店には毎日ですね、1人のひとり暮らしの高齢のご婦人がランチに来られ、コーヒーを楽しんだ後で図書館に寄って帰られるというルーティンがある、おしゃれを忘れない素敵なお方だそうです。ただ一つ、お耳が遠くなられて大声で会話しないと聞こえないので、遠慮がちになられて、最近ではあまりしゃべられなくなられたとお店の方は心配してありました。補聴器のボリュームを大きくすると、音が全部響いてしまって疲れるために使わなくなったそうです。その雑談から数日後なんですけど、今回お話しする軟骨伝導イヤホンの新聞記事を見つけまして、これ聞こえの悪い方へは朗報で、窓口対応にうってつけではないかと思い調べ始めた次第です。

それでは、通告書の1番目を読ませていただきます。質問事項、高齢者、難聴者への窓口対応改善についてご質問いたします。近年、高齢化が進み、聴覚に障がいをお持ちの方が増加しています。新宮町においても、窓口での手続きや相談に訪れる高齢者や難聴者の方の割合は少なくないと思われます。このような状況の中、耳が聞こえづらい方との円滑なコミュニケーションを可能にする「軟骨伝導イヤホン」が注目されています。このイヤホンは、外耳周辺の軟骨を振動させることで、鼓膜に振動を伝えて音を伝えるため、周囲への音漏れが少なく、クリアな音声を届けられます。既に全国の自治体や金融機関など、多くの窓口で導入が進み、コミュニケーションや個人情報を取り扱うシーンにおいて、利用者と職員の双方から高い評価を得ています。

そこで、新宮町においても、高齢者や難聴者の窓口利用の円滑化を図るため、次の2点についてお伺いいたします。

1、高齢者や難聴者の方への窓口対応として、どのような工夫や配慮を現在行っているのでしょうか。2、「軟骨伝導イヤホン」導入検討の可能性と導入に向けたスケジュールや課題について、町の見解をお伺いいたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。おはようございます。それでは、ただいまの安武議員の1つ目のご質問にお答えをさせていただきます。

安武議員が、ただいまご提案されました「軟骨伝導イヤホン」は、従来の「骨伝導イヤホン」とは異なりまして、耳の穴を取り巻く軟骨へ直接振動を与えるという新しい仕組みのものであるとお聞きいたしております。このイヤホンは、イヤホン部に穴も凹凸もない球体のため、汚れても簡単に清掃できること。話し手側が大きな声を出す必要がなく、プライバシー保護に寄与することなどから、新しいツールといたしまして、一部の自治体や金融機関などで試験的に導入がなされていると聞き及んでおります。

それでは、1番目の高齢者、難聴者の方への窓口対応における工夫や配慮について、ご回答いたします。耳が聞こえづらい方がご来庁された場合、ご家族などの付添いの方が多く同伴されているケースも数多くございます。ただ、お1人でご来庁になられた場合には、基本的に窓口の職員は大きな声でゆっくりと説明するように心がけております。その対応で難しいなと感じたお客様に対しましては、筆談やタブレットを活用した手話のほか、対面ではなく職員が横に移動いたしまして、横に座って伺ったり、話し手の唇の動きで理解していただく口話など、来庁された方に適した方法で現在対応を進めさせていただいております。

最初は窓口で対応している場合でも、内容によっては周辺の方に声が聞こえたら差し障りのある内容の場合は、相談室のほうに場所を変えさせていただいて、継続してお話をお聞きしている

こともございます。また、窓口ではございませんが、町民の健康増進や高齢者見守りに関する連携協定を締結いたしております明治安田生命保険相互会社から、先月、電話対応の際、難聴の方が話す人の声を聞き取りやすくする装置、サウンドアーチという商品でございますが、その商品をご寄贈いただいております。電話対応のコミュニケーション向上ツールといたしまして、その対応が1番多いであろう健康福祉課、高齢者窓口で現在運用をいたしております。

続きまして、2番目の「軟骨伝導イヤホン」導入検討の可能性と導入に向けたスケジュールや課題についてでございます。他自治体で導入されている機種は、それほど高価なものではございませんが、現時点では窓口専用の機種もそんなに多くはなく、選択肢が限られているようでございます。近隣でも導入されている自治体がありますので、その導入の効果やメリット、デメリット等を今後研究しますとともに、イヤホンに限らず、音声を文字に起こすアプリなどもございますので、そういったものも導入について検討をしてみたいと考えております。

高齢者、難聴者など、耳の聞こえづらい方が安心して役場の窓口を訪れていただけますよう、引き続き行政サービスの向上に今後努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 安武議員。

○議員（4番 安武 久美子君） 難聴者向けの公共インフラとして、先ほどタブレットを使用した手話通訳とおっしゃったのは、電話リレーサービスのことかなあと思ったんですが、そういうことがあることは存じていましたが、電話リレーサービスのことによろしいのでしょうか。すみません。

その場合は、あらかじめ登録をしておく必要があったり、目の前にいる相手には、そのタブレットを使った相手に、中に手話通訳の方がいらしてやりとりをするっていうのは、目の前にいる相手には利用できないルールがあると聞いております。

それで、あとサウンドアーチというのを寄贈されていると、初めて今お聞きしまして、こういったものがどういった効果があるかとかいうのは、私のほうもまた今から勉強させていただきたいと思います。やはり窓口にお見えになって1番やっぱり窓口対応で困ってらっしゃることは、大声でしゃべらないと会話が成立しないっていうことで、大声で話すためにやっぱり個人のプライバシーが周囲に丸聞こえになって困るとかですね。

あとは、職員の方のお話を聞いていてよく聞こえてない、けど、もうそのままに、分かったようなふりをなさってお帰りになる高齢者が実際に多いというお話を聞きました。これでは本当に住民サービスがちゃんと行き届かないということになると思いますので、今回ご紹介させていただくんですが、資料の03の02をご覧くださいませでしょうか。

〔書画カメラの映像を投映する〕

○議員（4番 安武 久美子君） 音を聞く経路っていうのが3つありまして、左の図は通常の聞こえ方で、耳の外の音が外耳道、鼓膜を通過して蝸牛で聞こえます。これ普通ですね。私たちが聞いているような。真ん中の骨伝導っていうのが、耳の付け根あたりの頭蓋骨に左右の耳付近の頭蓋骨に強い振動を与えて、直接、蝸牛を揺らすことで聞こえるタイプの骨伝導でございます。だけど、これですと音の左右の差が出なくて、音漏れもやっぱり生じるそうです。

1番右の図が、奈良県立大学、細井裕司学長が2004年に発見された第3の軟骨伝導の方式なんですね。図がちょっと小そうですが、耳の中にイヤホンを入れるのではなくて、その周りですね、ちょっと窪んだところに、さっき町長もおっしゃいました穴があいていない球体のイヤホンをちょいと挟む。それだけで軟骨に振動が起こり、それでクリアな音が聞こえるというものでございます。

それから、これの2枚目が窓口でのイメージ図ですね。2020年に製品化されて急速に全国で導入が進んでおりますね。感染症対策でパーテーションがまだあったりとか、それからマスクをしたりとか、そういった状態でも、この集音器を通して音が聞こえづらい方の利用者の方にクリアな音が伝わるので、とてもこれは利用価値があるというふうに伺っております。

それから、あとは先ほどおっしゃいました志免町や粕屋町でも導入をなさっているんですが、窓口の対応時間がすごく短縮されて、事務効率も上がっているというお声を聞きました。今後、高齢化社会、私もどんどん高齢化していますが、加齢性難聴者、年をとってくると耳が遠くなる。

〔書画カメラの映像を中止する〕

○議員（4番 安武 久美子君） ありますよね。うちの母たちも、テレビなんかは映画館のようにボリュームを上げて聞いておりましたが、そういった加齢性難聴者が今後増えていくと思われまますので、どの窓口にも老眼鏡が3本設置してありますよね。あのよう、聞こえの質がよい、音漏れはしない、清潔に使えるなど性能がすぐれたこの「軟骨伝導イヤホン」は、一押しツールだと私は思いましたので、また価格も1台3万円程度と低価格ですので、これはぜひ早期に設置して可能ではないかなあと思いました。

いかがでしょうか。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。お答えいたします。

最初の答えの中でございました手話の関係は、電話リレーサービスというのか、サービスの名称は私は分かりませんが、基本的には外国人対応の方に導入したものであって、数十か国語に対応して何語か、その方に選んでいただいたら、回線につながって、相手先でその言葉を話せる方が出てこられて、その方とお客さんが会話されて、タブレットの先におられる方が日本語で私たちに訳して説明していただくというものです。ですので、機械的じゃなくて、リアルな人

がタブレットの向こうで、その方と対応されて、実際何に困っているんだとかいうことをきちんと聞いていただいて、こういったサービスはないのか、申込みをどうやったらいいのかというのをその方が日本語に翻訳されて職員に伝えるというサービスのものです。

そのサービスの中に手話もありますので、手話を選んだら手話ができる方がタブレット向こうに出てこられて、その方と直接お客さんがやりとりしていただくと。その会話の内容を職員のほうに伝えていただくという内容です。

今ご質問された骨伝導のイヤホンですけれども、現実には役場の職員も物を現物を見ていいものだなというふうに思ったみたいですが、いかんせん、その担当のほうに窓口の職員のほうに聞いてみると、あんまりその必要性を感じていない。ということでございますので、とはいうものの、あればいいなというふうに思ってもらっしゃるお客さんは、数多くいらっしゃるのかなというふうにも考えますので、そこら辺ちょっともうちょっと様子を見て、導入の検討を考えたいなというふうに考えております。

また、種類がまだ1つしかないものですから、それにすぐ飛びつくのか、またあるいは、もうちょっと待ったら違う似たようなものも出てくるかと思っておりますので、そちらのほうを待つというのも1つの考え方かなというふうに、現在は考えているところです。以上です。

○議長（松井 和行君） 安武議員。

○議員（4番 安武 久美子君） はい。今の外国人対応で導入されたという、その手話サービス、すごくいいですね。それは実際に新宮町でどれぐらい使用頻度というか、ありますでしょうか。実際に使ってみられて、その感想なり何なりをちょっとお聞かせ願いたいんですが。分かりましたら。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。私が健康福祉課におる頃に、たしか導入して、庁舎全体使えるように、今、総合窓口かどこかに置いております。それぞれの窓口で、どこの国の方が来られるか分かりませんので、職員はそういったものがあるって知っていますので、そういった外国の方が来られたら、そこにそのタブレットを取りに来て使うというふうな使用をしているんだと思います。一時期は、健康福祉課の窓口によく外国の方が来られていましたので、その方がよく来庁の際には使っておりました。いつ何どきですね、どこの国の方が来られるかというのは分かりませんので、そういったものを置いておけば、取りあえずは職員も内容をきちんと把握できますので、そういった必要性から導入して、現在も使っているところです。以上です。

○議長（松井 和行君） 安武議員。

○議員（4番 安武 久美子君） そういった機材を導入して設置してあるということが伝わりましたので、住民の方も安心されると思います。どうぞ前向きにご検討をよろしく願いいたします。

す。

次に、2つ目の質問をさせていただきます。緊急時や災害時における意思疎通困難者の支援拡充についてお伺いいたします。近年、災害の規模が大きくなり、高齢化や多文化共生社会の進展に伴い、言葉による意思疎通が困難な方々が増加しています。そこで、イラストを指して意思表示ができる「コミュニケーション支援ボード」を、行政窓口や避難所などに配備することは、スムーズな支援や住民の不安解消につながると考えます。

そこで、次のことを伺います。「コミュニケーション支援ボード」の導入に関する町の見解は、お教えください。

よろしく願いいたします。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。お答えいたします。

障がいと理由とする差別の解消の推進に関する法律によりまして、行政機関には合理的配慮の提供が義務づけられ、先ほどの回答のほか、点字を使用した案内文書などの対応を現在行っているところがございます。安武議員がご提案で挙げられている「コミュニケーション支援ボード」につきましては、イラストなど指を差して自分の意思を伝えることができるコミュニケーションツールの1つであり、福岡県が提供されております障がいのある人への合理的配慮ガイドブックにも掲載をされております。

行政窓口には障がいがある方だけではなく、高齢の方や外国の方など、様々な方が来庁されますので、会話や読み書きが難しい方とのコミュニケーションを図る上で、コミュニケーション支援ボードは有効な手段であると考えております。自由にダウンロードできる素材もございますので、まずは健康福祉課の窓口で試験的に導入し、その後、全庁的な導入について健康福祉課での検証結果を踏まえ、検討してまいりたいと思います。

また、近年毎年のように、全国各地で地震や大雨をはじめとする自然災害が発生し、多くの方が被災し、自宅を離れて避難生活を余儀なくされています。新宮町におきましても、これらの災害に対して警戒や日頃からの備えを進めていく必要があると考えております。このような状況の中、避難所を運営する上で、障がいのある方や外国の方など、文字や話し言葉によるコミュニケーションが難しい方々も今後増加すると想定されますので、避難中にコミュニケーションを取る1つの手段として、コミュニケーション支援ボードの導入は有効な手段であると考えております。不安が募る避難生活の中、誰もが少しでも安心して生活できる避難所環境を整備することは行政の責務であると考えておりますことから、今後、避難所にもコミュニケーション支援ボードを導入し、活用してまいりたいと考えております。

また、実際にこういった支援ボードを活用していく中で、新たな問題が生じた場合は、ま

たその改善を図って随時検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 安武議員。

○議員（4番 安武 久美子君） 前向きに導入していただくということで、大変安心をいたしました。ちょっと資料を調べてまいりましたので、資料の0303をご覧ください。

〔書画カメラの映像を投映する〕

○議員（4番 安武 久美子君） このボードは、さっき町長もおっしゃいました公益財団法人明治安田こころの健康財団と結んだ健康に関する包括連携協定っていうのを活用して、自由にイラストをダウンロードして作成できるものです。新宮町は、令和3年9月21日に協定を締結しておりますので、すぐにでもできるということで、これのトイレですとか、指差しをしていただくっていうので、水が飲みたいとかですね。はい。見えますでしょうか。

そのイラストを誘導して何が欲しいですか、みたいに聞きながら、お水ですかとか、そういうふうに誘導していくと、イラストを見て、指していただいて、意思を伝えることができるというもので、これはやっぱり非常に分かりやすいなと思います。

その次のページは、2ページ目、3ページ目は生活シーンで伝えたいこと、救急車に伝えたいことがイラストで書いてあります。駅の駅員さんがうろうろして困ってらっしゃる方に、コミュニケーションボードを見せて、何かお困りですかって言ったら、トイレの場所を指されると、お手洗はこちらですよと案内できる。合理的配慮ができるというものですよね。

〔書画カメラの映像を中止する〕

○議員（4番 安武 久美子君） 導入例を2、3紹介いたしますが、相模原市では高齢者用にイラストを大きくしたり、感染疑い用として海外渡航歴などが確認できるよう、バージョンアップしたボードを救急車に配備していらっしゃるそうです。通常の聞き取りよりも素早い対応ができると好評だそうです。

〔書画カメラの映像を投映する〕

○議員（4番 安武 久美子君） これの4ページ目ですかね。救急車のイラストがありましたが、ここに書いてあるだけでも5か国語が表示してありますので、とても利用価値が高い。痛いところはどこですかっていう、体のマークを指すと、どこが痛いですかっていうのを言うと、おなかとか頭とかね。そういうふうに指していただいて、迅速な対応ができるということでございました。

また、知的障がい者の方などが、災害時に避難所での意思疎通がスムーズにできるよう、指定避難所全箇所に120ぐらいでしたか、この支援ボードを配布してあるそうです。紙ですから、印刷してパウチをかければ、これも対応はすぐできるなと思いました。

[書画カメラの映像を中止する]

○議員（4番 安武 久美子君） 長崎の雲仙市では、選挙時に投票所の役員へ手助けを求める投票支援カードと、このコミュニケーション支援ボードを作成して、今回の11月の衆議院選で初めて導入しています。カードには、代筆をしてもらいたいとか、候補者の名前を読み上げてほしいとかですね。具体的に受けたい支援内容を書く欄があって、事前に記入した上で役員に渡すことでサポートが受けられるそうです。これも全投票窓口などに置いておけば、そういう障がいがありなので、もう投票には行かんどこうっていう方も投票に行っていただけではないかと思えます。和歌山市では、担当課に申請をすれば、外出時に持ち歩ける手帳型のマイコミュニケーションカードというのを作ってらっしゃるそうで、300以上のイラストからこれとこれとこれみたいに選んでもらって、作成して、町が交付をしています。町っていうか市ですね、が交付をしています。

新しいイラストは、随時ホームページにアップされるので、状況に応じてイラストを交換して使用することができます。学生さんの時は、電車に乗って行ってたから、これをしてほしいみたいなカードであったが、例えば就職をなさって、電車には乗らなくなったけど、レストランのあれが欲しいとか、その方の成長ですとか、生活パターンの変化によってマイコミュニケーションカードを交換をしながら使用することができるので、障がいを持った方の自立支援に大変に役立っていると伺いました。

また今回、新宮町の障がい者支援ボランティアをなさっている方にお聞きしたご意見ですが、障がい者に対する合理的配慮に関する法律が広く浸透するためには、まずは行政がお手本を見せていただきたい。窓口は町の顔と言うべきところですので、窓口に来られた障がい者の方、どなたにも一人一人対応できるように準備しておくことで、新宮町のイメージアップをしていただければ、町民として誇らしいですとおっしゃっていました。

障がいのある人と職員が対話を重ね、ともに解決策を検討していくことが重要だと思います。頼れる窓口を目指し、コミュニケーション支援ボードを導入していただくということでしたので、よろしくお願ひしたいと思います。

何か作っていく上で、調べなくちゃいけないとか、こういうことが問題だということがありましたらお聞かせください。どうでしょうか。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。

コミュニケーションボードを作ってやっていこうというふうには、今思っております。それを話している段階で、1番困ったというか、職員と話して出てきたのは、いろんなニーズに対応するがあまりにボードがあまりにも膨大になって、今度それから探すのが時間がかかって大変

じゃないのかというふうなことも意見が出ておりましたので、確かにそれはそれぞれの方のニーズを聞いて、それを加えていくとどンドンどンドンかさが増していくだけですので、そういったことがあるから、最初にまずは健康福祉課で試験的に導入して、実際どんなものが本当にコアなものとしているのかとかですね、サブ的にこんなものを別に用意しとったらいいなというふうなのを、ある程度、新宮町の実態に合わせた形で出して、それから全庁的に広げていくことができたらなというふうに考えております。

ですので、最初は全然物足りないものになるろうかと思えますけれども、そういったものの積み重ねで、新宮町に対応した独自のコミュニケーション支援ボードが完成していくかなというふうに考えているところです。のっけから全部対応しようとする、膨大な数になって、あるのか、ないのかすら職員も分からないというふうな形になるろうかと思えますので、そういうふうに少しずつ積み上げていければなというふうに考えています。

以上です。

○議長（松井 和行君） 安武議員。

○議員（4番 安武 久美子君） 具体的に検討していただいて、とても心強く思います。

この障害者差別解消法っていうのが2024年4月から改正され、行政機関や事業所などに対して、障がいのある人への不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供が努力義務だったものが、義務へと変更されています。この法律における、調べましたら障がい者の対象者は、障がい者手帳を持っている人に限らず、年齢制限もありません。身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいを含みます難病など、心身の機能障がいがあり、日常生活や社会生活の中で相当な制限を受けている全ての人を対象となっております。

つまり、多くの住民が対象になるわけで、社会全体でこの差別の禁止と合理的配慮が義務づけられたということになると思います。我々が、日頃の生活から相手の立場になって考えることが重要だと感じました。合理的配慮ってちょっと難しい言葉ですが、合理的配慮の提供は、そういう手伝ってほしいという意思表示を受けた場合に、自分ができる範囲で手助けをするということで、過度なことはしなくてもよいというように書いてございましたが、この提供は、実際の窓口なりなんりの対応時には迷うことも多いと思います。

そこで、合理的配慮について、役場窓口での実際の実例などを各課情報共有をされて、ロールプレイング研修などを行われると、職員さん全体の実践力が身につくのではないかなあと考えました。職員研修などで、実施を考えていらっしゃいますでしょうか。

そこをちょっとお聞かせください。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） 確実な記憶ではございませんけれども、障がい者の差別の解消を推進す

る法律が施行されて、初めて合理的な配慮という考えが行政の中にも発生してきて、法施行あるいは公布された段階で、その時は職員研修を行ったような記憶がございますが、それ以降やったかどうかというのはちょっと定かじゃございませんので、今後、職員研修、数多くあるメニューの中の1つに加えて、毎年は無理かもしれませんが、数年に1回ほかのいろんな研修の回す中で、その1つに加えていくことができたらというふうに思います。

それから、この法律が最初施行されて、もう結構日にちも経ちますので、その合理的配慮の研修を受けていない職員も多かろうと思いますから、その辺はちょっと優先的にやっていければというふうに思います。

以上です。

○議長（松井 和行君） 安武議員。

○議員（4番 安武 久美子君） ありがとうございます。最初にできたのは、すみません、2016年か何かそのあたりでしたですね。

ぜひ取組をなさって、住民の皆様が安心できる、優しくて頼れる町、新宮町になりますことを願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

---

○議長（松井 和行君） 通告4番、西健太郎議員。

○議員（6番 西 健太郎君） おはようございます。

6番議員の西健太郎です。久々のちょっと一般質問で少し緊張しておりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日はですね、本日はっていか先般からのニュースとして米価が高い、高止まりしているというようなニュースがございますけれども、そうしたご飯のお供、漬物のことについてちょっと今日は質問させていただきたいと思って、漬物文化ですね、の継承について質問させていただきたいと思います。

漬物ってというのはどういうものかっていうのを、ちょっとざっと共通認識してもらいたいということで、インターネットで調べましたら、すごく参考になるウェブサイトが見つかりましたので、ちょっとそちらのほうをご紹介したいと思います。東京農業大学の名誉教授の小泉武夫さんが監修されている「みんなの発酵ブレンド」というウェブサイトなんですけども、まず漬物って何なのかってことなんですけども、様々な食材を塩、醤油、みそ、酢、麴、米ぬか、酒粕などに付け込むことで、豊かな風味と保存性を高めた食品のことであると。また発酵させた漬物には、乳酸菌が含まれており、腸活にも取り入れやすい発酵食品であると。そういうことが基本としてあるということです。漬物自体は、日本のみならず世界中に存在するものでして、日本では奈良時代の平城京後から、見つかった木管に瓜や青菜の塩漬けに関する記載があるということで、か

なり古い。平安時代の日本の文献の延喜式には、塩漬け、醤油漬け、ぬか漬けなど漬物の作り方についての詳しい記録が残っているということです。鎌倉時代から室町時代に茶の湯や香の文化が発展すると、漬物が香の物と呼ばれるようになりまして、これは、お香の香りを楽しむ聞香というものの際に、香りの強い漬物を口にして、嗅覚をリセットしたことに由来すると言われております。江戸時代初期には、江戸や京都、大阪に漬物専門店である香の物屋が誕生し大繁盛となります。ぬか漬けの出現もこの頃で、繰り返し使える漬け床が漬物の一般家庭への普及に一役買ったと。このように述べられているんですね。こうした漬物なんですけども、日本というのは世界的に見ても圧倒的に漬け物の種類が豊富で、漬物大国と言われることが述べられておりまして、何に漬けるかによって分類することができるし、漬ける時間によっても分類される。

また何の食材を漬けるかによって、また細かく分けられるということで、先ほどちょっと若干漬け方のところでも触れましたけど、種類としては塩漬けとか、ぬか漬けとか麴漬け、粕漬けなどがございます。全国津々浦々に残る、その土地の気候や特産品を生かした漬物、同じ種類でも地域や家庭によって味つけが異なるため、嗜好は人それぞれというようなものでして、元来、貯蔵目的で始まった保存食であるからですね、雪に閉ざされ冬の農作物の確保に厳しい東北地方では、昔から漬物づくりが盛んであって、一方ですね、温暖な気候の九州地方でも風土に合った漬物がございます。暑さによる腐敗を防ぐために古漬けにしたり、醤油や味噌、酒粕などの漬け床でつくる漬物が多いということで、豚骨ラーメンとかに高菜漬けとかも、古漬けという形で熊本が産地らしいんですけども、そういう形で皆さんもお馴染みのものだと思います。

漬物というのは、そういうものでして、やっぱり脇役ではあるんですけども、馴染み深いというか、そういう状況があるんですけども、それが今ちょっと危機にあるというか、この漬物文化を承継していくのが危機にあるというような状況にあるというので、今回ちょっと一般質問をさせていただきます。

通告の質問内容を述べさせていただきます。農家が作る漬物などの加工食品は、地域経済、農業振興、食文化の承継に重要な役割を果たしています。新宮町においては、ひとまるの里やしんぐらマルシェなどで人気を博し、特定の生産者の加工食品を買い求める常連の消費者も存在していました。しかしながら、先の食品衛生法の改正により、原則として、全ての食品等事業者に一般衛生管理に加え、HACCP、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法に沿った衛生管理の実施が求められることとなりました。そのため、全国的に、生産者がHACCP対応の設備投資ができず、事業を断念せざるを得なくなったという声が聞かれています。新宮町の実態から直接話を伺ったところでも、同様の切実な声が寄せられました。

そこで、次のことについて伺います。1、町内で食品衛生法の影響を受けている生産者の実態は把握されていますか。2、生産者の撤退により、地域の食文化が失われつつある状況を危惧し

ています。生産者がやる気を失う前に、漬物文化を次世代に伝えていくため、具体的な対策の必要があると思いますが、見解はどうでしょうか。3、生産者が生産者組合などを設立し、共同でHACCPに適合する設備を整備したい場合、町として支援、補助金や低利融資を行うべきと考えますが、見解はいかがでしょうか。

以上、伺います。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。お答えいたします。

平成24年8月に白菜の浅漬けを原因とする腸管出血性大腸菌O-157によります大規模な食中毒事件が発生したことなどから、平成30年6月に食品衛生法が改正され、令和3年6月に施行されたところでございます。原則といたしまして、全ての食品事業者が、先ほど西議員申されましたHACCPに沿った工程管理や実施状況の記録などの衛生管理が求められることとなり、あわせて営業許可制度が見直しをされております。漬物の製造販売については、漬物製造業として新たに許可が必要となり、施行日前から行われている営業に関しては、3か年の経過措置が設けられており、本年5月末日でその期間が終了をいたしております。

1番目の質問の実態の把握につきましては、町といたしまして特に実態調査などは行っておりませんが、ひとまるの里では令和2年8月及び令和5年7月に、ひめ工房従業員や生産者の方にお集まりいただきまして、食品衛生法の改正などについて研修会を開催いたしております。しかしながら、漬物販売をされていらっしゃる数名の生産者につきましては、その後も継続して販売しようという考えには至らなかったようでございます。

2番目の漬物文化を次世代に継承するための対策につきましては、漬物に限らず、特に発酵食品など手間暇かけて作り、体にも良いとされる食品づくりは受け継がれていくことが必要と考えております。例えば現在、町内に味噌づくり及び販売をされている団体がございまして、その味噌を求められる方も一定数いらっしゃいます。こういった団体の活動は、ぜひ継続していただきたいと考えておりますので、今後の活動状況について関係機関と注視してまいりたいと考えております。

3番目の生産者団体などを設立した場合の施設設備に係る町の財政的支援についてでございますが、町といたしまして補助制度等を検討する場合、あわせて町の産業振興についても考える必要があると考えております。漬物の販売の場合、本町では各家庭で個人的につくられたものをその延長で販売していたケースが多かったと思われまして。よって、家庭内での作業場を今から資金を投入し、改造、改築などを実施し、漬物販売を継続しようと考えられる方はいらっしゃらなかったと思われまして。なお、福岡県では今年度から漬物を製造する農林業者等の団体が、営業許可を取得するために必要な施設整備や機械器具の購入に対して、助成を行う福岡県ふるさとの漬物

づくり応援事業を実施されているようです。JAなどからも周知されておりますので、必要に応じてその制度の周知や活動に関しての相談などがございましたら、支援などを検討したいと考えております。

また、個別の補助ではなく、町の施設としてひめ工房がございますので、ひとまるの里に出品していらっしゃる皆様につきましては、そこを利用して漬物の販売を行うことも可能かと考えておりますので、ぜひ検討していただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（松井 和行君） 西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） はい。

実態のほうですけれども、おそらくそうだろうなというような感じで、私もちょっとひとまるの里のほうに問い合わせてみたら、もう農家の方がもう撤退されたというお話で、一部、町外の事業者の方が出店している部分もあるんですけれども、そちらも多分設備をしっかりされて、真空パックとか、そういうような形でされているようなんですけれども、そういう状態であります。

あと、マルシェのほうですね。しんぐうマルシェのほうでも、3件ほど以前は出店されていたということなんですけど、やはりちょっと食品衛生法の改正以降は、もう取りやめられているという、そういうような状況でした。漬物をやっぱり発酵食品もそうなんですけど、漬けるっていうことってというのはやっぱりコツであるとか、あんばいというのが重要であると思いますし、何より人が寄って、寄り集まって漬物をつけるっていう機会ですね、そういうのはそういう技能を承継していく大切な場でもあると思います。

梅干しとか、らっきょう漬けとかありますけれども、それなんかはもう年に1回漬けるっていうような形で、30年だったら30回漬けられるっていうような形になってきますし、こうした文化として、食文化を守るっていうことは単に内輪で承継されるだけでなく、やっぱりその何がしか地域に出すことで、循環経済にのるといえるか、そういうことをすれば、そうした恵みとか恩恵を一般の消費者も受けることができると思いますし、やっぱりその生産者にとっても、やりがい、張り合いにつながってきて、元気、生き生きと暮らすような、元気の源になると思うんですよね。だから、HACCPの対応の設備投資ができなくて、その事業をやれなくなったっていう農家の方からも、一部ですけれども、単独で漬物を確保するのではなく、共同でやっていったらいいんじゃないかなと思うというような声もありまして、その時ちょっと雑談で話して、しっかり調査したわけじゃないんですけれども、その例として挙げたのが糸島の伊都菜彩という道の駅ですかね。生産者、農産物直売所ですね。そちらのほうで漬物組合みたいのをやっているっていうような話とか伺っていますので、やっぱりそうしたまずそういう個でやるっていうのは、なかなかちょっと難しいと思うんです。個々の農家さんに単独で設備を改修していただきとあって

いうのを出すのは難しいと思うし、あと、しんぐうマルシェやひとまるの里に漬物を出店していた農家さんが、実際そこまでしてやるのかどうなのかというのは、個々の方々がどう考えていらっしゃるのかというのは、ちょっと本当に分からないところがあると思うんで、まずは町として応援したいと、やる気のある方々を応援したいと。でしたら、ちょっとまだそういう事業を続けられませんかというような形で、漬物生産を行なえるかどうかという意向調査をされたらどうかと思うんです。多分やりたいけど、やれないなというふうな形でいる方々に積極的にやってくださいよっていうような形で言うだけじゃなくて、町もやりますからっていう部分がないと、なかなか難しいんじゃないかなと僕自身は考えているので、そうした意味も含めて、ちょっと事業承継ですけども新たな創業みたいな形で、ちょっと声かけとか、声掛けというか意向調査ですね。されたらどうかと思うんですけど、その点はいかがでしょうか。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。

今の西議員のご質問の中、町もやりますからという中身が、何を町がやることを西議員が期待していらっしゃるのか、私ちょっと分かりかねますけれども、町から直接というのではなく、ひとまるの里を経由して、そういったお声掛けをさせてもらうのは全然できることであろうというふうに思いますので、私もできるだけ、ひとまるの里でこれまで売られていた漬物は継続して売っていただきたいなというふうには考えておりますので、そういったお声掛けは可能です。

また、そういったことで作ってみようやというふうに思われれば、これにこしたことはないというふうに考えております。ただ、これまでのひとまるの里で個人で販売されていた漬物の販売の多分実態は、ご自分で作られていた野菜がちょっと多くでき過ぎて余ったので、漬物にしようとかですね、特に漬物をつけるためにどっかから野菜を買ってこられて、それを漬けているところまではされていないんじゃないのかなというふうにも思いますので、継続していただくに越したことはないけれども、その仕入れですよ、逆に言えば。そこがどうなるのかなというふうには、ちょっと継続的にするのは難しいかなというところもございます。

ただ、本質的には続けていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（松井 和行君） 西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） 今、町長から野菜が余ったから作っているというような話も、例えばですけど、例えば大根とかを例に挙げると、普通の大根というのは太い大根なんですけど、漬物用の大根っていうのは細い、ちょっと漬物用の大根なんです。で、実際その漬物が作られなくなったために、そういう細い大根用の種が流通しなくなったっていう、そういうことがあるんです。だから、余ったっていうよりも、やっぱり漬物を作ろうっていう意思でもって作ってい

て、それはやっぱりおそらく皆さん、生きがいていうか、張り合い、先ほども言いましたけど、そういうような形で地域に還元するっていう、出すことでちょっと元気になるっていうか、そういうようなことになっていると思うんですよね。単に余っているだけじゃなくて、やっぱり意思を持って漬物を作るっていうのはされているとは思っています。

あと、先ほどの支援の話ですけども、町の支援としてしてくださいというような話。先ほど資金面の話だけ私しましたけど、支援の内容というのは、考えられるのは人、物、場所、情報っていうのが考えられると思うんです。さっき町長がおっしゃったように、福岡県の支援のそういうメニューですとか、そういうのはやっぱりなかなかそれを自分から探して見つけるというのは大変ですし、そこまでやっぱり考えが至らない方、多いと思うんですよね。

実質、農家の方がそこまでされるかというのと、やっぱり難しい面もあるかなと思いますので、だから、そうした面での多面的な、単に金を出しやいいという話じゃなくて、言い古された言葉ですけども、住民に寄り添って相手の立場に立ってっていうような形で、親身に相談に乗るということがまず第1だと思うので、多分、僕がやっぱり行政に求めるのは、そういう町民の方々がやりたいけどやれないというような状況になっていて困っているけど、行政は真剣に向き合って相談に乗ってくれたっていうのがあれば、またそれはそれで違ったこともあるし、また違った何か種が撒かれるんじゃないかなと思いますので、そういう部分とか、あと人の面ですよね。人の面では、農家の方々が僕自身が考えるのはやっぱり一緒、何らかのそのままグループをつくってされるのが1番いいと思っているんです。そこにやっぱりイノベーションを起こすのは、こういうことが言われた。よそ者、若者、ばか者っていう言い方があるんですけど、そうした人たちをつなぐっていうのは、やっぱり行政がね、ネットワークがありますから、そういうところで何かきっかけになるっていうか、そういうものがあると思うので、そういうことができないかなと思うんですけど、その点はいかがでしょうか。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） 西議員が思ってたレベルまで達するかどうか分かりませんが、できると思っております。

○議長（松井 和行君） 西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） はい。ありがとうございます。

農家の支援をするっていうだけでなく、町が積極的に関わることで、例えばパッケージのデザインで高校、大学との連携とか、あるいは学校給食とかですね、例えばうまく米飯とかがありますから採用するとか、将来的にですよ。そういうことができるとか、あるいは地域食堂なんかで提供されるとか、そういう今いろんな展開が考えられると思うので、まずやっぱりそういうものができたらいいっていうのは、僕自身の思いなんですけども、それはやっぱり町民の皆さま

んがどう考えるかっていうことを一緒になって考えていけたらいいなというふうに思います。そうした漬物文化の人が寄るといった特性を生かして、にぎわいのあるまちづくりにつなげていけばいいかなと思うんですけども、その点はどうでしょう。

○議長（松井 和行君） 教育長。

○教育長（小川 隆弘君） すみません。

学校給食の件が出されておりましたけど、学校給食としては、年間1人5グラム程度の塩分というところの提供を今しているところで、それをちょっと福神漬けにしたら年間2回ぐらいの漬物の提供ということで、栄養教諭に確認したところ、そういったところで学校給食に漬物をこうして導入していくというのは、なかなか難しい部分とあと県の塩分制限とか、そういった健康状態の部分は今、厳しく言われているので、そういうことでなかなか難しいところじゃないかなと思います。ちょっと別の部分からですね、事業として営業としてということとは別に、このご質問の漬物文化を次世代に継承するということであれば、例えば学校でやっている先日、新宮小学校が一応農家の苗栽培に体験させてもらったりとか、相島小学校が魚の捌き方を漁師の方から教えてもらったりとか、また立花小学校では田植え、稲刈りと、そういったところの地域に根ざした活動をやっておりますので、どこかの学校が漬物の漬け方を総合的な学習の中で何か勉強したいということだったら、そういった継承していく形にはなるかと思うものの、実は私も体の半分は漬物でできたぐらい、ずっと食べ続けて非常に好きなんですけども、私が65日って漬物を漬けきれないっていうかですね。ということは、もう多くの世代にそういった漬物を漬ける技術とか、そういうのが語り継がれていないところもあるので、ある意味そのいろんな子どもたちに限らず、そういった漬け方とかをそういう漬物の専門の方が、例えば講座を開いていただいたりとか、西議員が継承する講座を企画していただいたりしたら、この継承にはつながっていくのかなというふうに、すみません、個人的に感じてお聞きしておりました。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） すみません。通告していないのに、回答ありがとうございます。

そうですね、本来の趣旨として、私もやっぱり漬物文化っていうのが、やっぱり日本の誇る発酵文化であるというのが1番で、それがやっぱり途切れるのはもったいないなと思っていて、やっぱり地域の方々がやっぱり続けていくには、いろんな形での支援とか、そういうのがちょっと形を変えながら続けていく必要があるかなという、ちょっと思いから、やっぱり質問している部分があって、ある意味ちょっと言い過ぎた面もあるかと思うんですけども、町長自身としてはやっぱり今後、漬物文化を中心とした発酵文化をまちづくりに生かしていくっていうような形、まちづくりって言うていいのかどうか分からないんですけど、支援するということは、結局その支

援することで、いろんな方々が発酵文化、漬物文化に触れることができるということを通して、町を元気にして、町もやっぱり町を元気にしていくということだと思えます。

人が元気になって町が元気になるという、こうした方向性について、考えはお持ちであると理解してよろしいのでしょうか。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。

まちづくり云々は別といたしましても、日本、昔から伝わっている漬物文化というのは、守っていったらなというふうに思います。

別に漬物だけではなくて、漬物も先ほど西議員おっしゃっていましたが、ぬか漬けと床漬けとかも昔は各家庭にあったものであろうし、また魚についても、魚1匹を魚屋さんから買ってきて、家で捌いていたのも昭和の時代までは普通に行われていたことであることが、今もう各家庭、お魚を捌ける家庭がなかなか少なくなって、もうスーパーで魚1尾そのまま買っていく人なんて、めったにないというふうなことを聞いていますので、そういったことも失われつつある文化のかなというふうに考えております。

その中の1つが漬物でもあろうかと思しますので、先ほど教育長も申しましたように、ただただ業として売るのを残すのではなく、食育、食生活をつなぐ、次の世代につなぐという意味で、漬物の作り方の講演会というか、講習会とか、そういったものもできるならできればいいかなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（松井 和行君） 西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） はい。

この文化を後の次世代につないでいって、やっぱり良いものを残していきたいなというふうに思います。本日はどうもありがとうございました。

以上で、質問を終わります。

○議長（松井 和行君） 以上で、一般質問を終わります。お諮りいたします。

本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字の整理訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもって、本日の日程を終了し、散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時33分散会